

別紙

諮問第732号

答 申

1 審査会の結論

「110番処理簿」を一部開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が平成29年〇月〇日から、同年〇月〇日までの間〇〇警察署警察官に、取扱われた際の110番処理簿」の開示請求に対し、警視総監が平成30年11月14日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年6月25日に審査会に諮問された。

審査会は、令和元年12月20日に実施機関から理由説明書を、令和2年2月25日に審査請求人から意見書を收受し、同年7月13日（第142回第三部会）及び同年8月28日（第143回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

#### ア 110番処理簿について

110番処理簿は、110番通報を受理した警視庁通信指令本部の指令担当者が事案を管轄する警察署に指令を発し、当該警察署において110番通報の内容や現場に到着した警察官の活動結果を明らかにするために作成されるものである。

同処理簿は、「入電日時」、「入電事案名」、「処理結果」、「通報場所」、「発生場所」、「通報者」、「通報局」、「通知電話番号」、「聴取電話番号」、「緊配種別」、「指令（受理）時刻」、「通本指令担当者」、「110番受理担当者」、「処理者」、「処理結果報告者」、「事件内容及び犯人人相等、訴出人等」、「処理てん末状況」等の欄から構成されている。

これらのうち、「処理てん末状況」欄は、警察署の担当者が事案の処理に当たった警察官からの報告に基づき、事案の概要や処理てん末、関係者の氏名、住所等の人定情報を記載することになっている。

#### イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、「110番処理簿（〇〇警察署、平成29年〇月〇日、整理番号〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）、「110番処理簿（〇〇警察署、平成29年〇月〇日、整理番号〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）及び「110番処理簿（〇〇警察署、平成29年〇月〇日、整理番号〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報3」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報1から3までのうち、警察職員の氏名及び印影（以下「本件非開示情報1」という。）は条例16条2号及び4号に該当し、本件対象保有個人情報1の「処理てん末状況」欄のうち、「状況」の1行目の非開示とした部分、2行目の非開示とした左部分、5行目の非開示とした右部分、6行目の非開示とした部分及び8行目の非開示とした部分（以下「本件非開示情報2」という。）は同条6号に該当し、2行目の非開示とした右部分、3行目の非開示とした部分、4行目の非開示とした部分及び5行目の非開示とした左部分（以下「本件非開示情報3」という。）は同条2号及び6号に該当するとして、当該部分をそれぞれ非開示とする一部開示決定を行った。

#### ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報 1 の非開示妥当性について

本件非開示情報 1 について、審査請求人は審査請求書及び意見書において、管理職である職員の氏名等を公開し、その他管理職でない職員の氏名等を公開しないということは、警察が勝手に決めた慣行で、国民にとっては同じ警察官なのであり、実際に関わった人でないと事実はわからないにも関わらず、担当者が最後まで対応をせず、事実を隠すようなことをするのは公序良俗に反する行為であり、条例16条 2号に該当しない旨主張する。

これに対し、実施機関では、本件非開示情報 1 はいずれも管理職でない警察職員の氏名及び印影であり、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の管理職でない警察職員については慣行として公にしていない。そのため、本件非開示情報 1 は同号ただし書イに規定する開示すべき情報には該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハに規定する開示すべき情報のいずれにも該当しないと説明する。

審査会が見分をしたところ、本件非開示情報 1 には、警察職員の氏名及び印影が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条 2号本文に該当する。

次に、同号ただし書の該当性について検討したところ、本件非開示情報 1 については、いずれも慣行として公にされている管理職でない警察職員の氏名及び印影であるから、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しない。

以上のことから、本件非開示情報 1 は条例16条 2号に該当し、同条 4号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 の非開示妥当性について

本件非開示情報 2 について、実施機関は警察官の事案処理に係る評価又は判断に関する情報であって、これらの情報を開示することにより、今後の110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条 6号に該当すると説明する。

審査会が見分をしたところ、本件非開示情報 2 には、110番通報の現場に臨場

した警察官が、通報現場の状況等から事案を総合的に評価、判断した経過について記載されており、これらの情報を開示することとなると、事案を処理する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、正確な事実を報告することを躊躇し、その結果、現場の状況、警察官が執った措置、処理てん末等の必要な情報が得られなくなるなど、110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

#### (ウ) 本件非開示情報3の非開示妥当性について

本件非開示情報3について、審査請求人は審査請求書及び意見書において、審査請求の対象となった110番処理簿に記載されている事案には、審査請求人、審査請求人の家族及び公務員である警察職員以外の者は関与しておらず、その内容について知ることは当然の権利であることから、条例16条2号及び6号には該当しない旨主張する。

これに対し実施機関は、本件非開示情報3が開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条2号に該当するとともに、開示することによって110番通報に係る通報者、目撃者その他の関係者（以下「関係者」という。）との信頼関係が崩れ、開示された場合の影響を懸念して、今後110番通報を躊躇するなど関係者からの協力が得られにくくなり、通信指令業務の適正、円滑な運営に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に該当すると説明する。

審査会が見分をしたところ、本件非開示情報3には、110番処理に関する開示請求者以外の者に係る情報が記載されている。

110番通報は、警察が関係者の秘密を守るという信頼関係に基づき、関係者が事案の早期解決を求めて事案の内容等、自らが知り得る情報を警察に託しているものであるため、本件非開示情報3を開示することとなると、関係者との信頼関係が損なわれ、今後、関係者からの協力が得られにくくなるなど、通信指令業務の適正かつ円滑な運営に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例16条6号に該当する。

したがって、本件非開示情報3は条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、實金 敏明